

高島市公用車広告募集要項

1 広告募集趣旨

高島市（以下「市」という。）では、公用車を企業・団体等の皆様の広告スペースとして活用していただくため、市において管理する公用車に広告を掲載していただける広告主を募集します。応募を希望される方は、募集要項等をよく読み、各事項をご承知の上、お申し込みください。

2 対象車両・数

別紙仕様書のとおり

3 広告の種類・規格

別紙仕様書のとおり

4 設置期間

- (1) 設置期間は令和7年1月1日から令和7年9月30日までとします。
- (2) (1)にかかわらず、連続する広告の掲載期間は、他の応募が少ない等支障がない場合に限り6か月間延長できるものとします。

5 広告設置料

1台（2か所） 2,500円/月（消費税および地方消費税含む。）

※広告作成費用は広告主の負担となります。なお、広告掲載期間中に、市による公用車の運行に伴う事故、掲載車両の変更等で、広告を修復する場合は、市により修復します。ただし、経年に起因する色あせや破損等の広告の劣化は、広告主により修復していただきます。

6 設置申込

「広告設置申込書」に必要事項を記入の上、申し込みを行っていただきます。
なお、申し込みにかかる一切の費用は申込者のご負担となります。

7 申込募集期間

令和6年11月20日（水）から令和6年12月6日（金）まで

ただし、応募が募集台数に満たない場合は、期間満了の2か月前まで、随時募集を行う事とします。

*土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで

*郵送申込み可

8 応募資格および広告設置の基準

次の資格および基準を満たすことが必要です。

(1) 資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における指名競争入札の参加を制限されている法人等でないこと
- ② 市から入札参加停止措置を受けている法人等でないこと
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225

号)等に基づく更生または再生手続きを行っている法人等でないこと

- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団または暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等および暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等でないこと

(2) 基準

広告の範囲および内容が、高島市広告掲載に関する取扱要綱第4条第2項各号および高島市広告掲載基準第5条から第8条各号までに定めるものに該当しないこと。

9 広告設置の可否の決定

- (1) 広告設置団体・企業の適格性および広告内容の妥当性については、高島市広告掲載に関する取扱要綱、高島市広告掲載基準に基づき、高島市広告審査会において審査します。
- (2) 広告設置に適すると認められる申込者(台数)が、募集台数を超えた場合は、公開抽選(くじ)により決定します。抽選を行う場合は、別途抽選対象者に事前に連絡します。

10 申込者への結果の通知

広告設置の可否は「広告掲載通知書」にて申込者に通知します。

11 広告設置料の請求等

契約の締結の手続き後、市の定める納付書により広告設置料を請求します。

12 申し込みの際しての留意事項

- (1) 高島市広告掲載に関する取扱要綱、高島市広告掲載基準、高島市公用車広告設置要領および当募集要項を熟知いただいた上で応募願います。
- (2) 広告の内容に関する一切の責任は広告代理店または広告主に帰属します。市が推奨するものではありません。

13 申し込み、問い合わせ先

高島市 総務部 行財政管理局 行政管理課

〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地

電話 0740-25-8112 / FAX 0740-25-8101 / E-mail gyokan@city.takashima.lg.jp

担当 石黒

別紙

高島市公用車の広告設置にかかる仕様書

1. 対象車両の概要

対 象 車 両	公用車 28 台 (普通乗用車 6 台 軽自動車 22 台)
所 在 地	滋賀県高島市新旭町北畑 565 番地 (高島市役所公用車駐車場) 滋賀県高島市新旭町北畑 45 番地 1 (みらくる駐車場)
主 な 走 行 範 囲	市内を中心とした県内外
自 動 車 の 種 別 等	普通乗用車、軽自動車
月 間 走 行 距 離	普通乗用車 約 1,100 km 軽自動車 約 900km ※1台当たり平均 (令和5年3月～令和6年3月末実績)
年 間 稼 働 日 数	257日 (1台当たり平均)
備 考	・年間走行距離、年間稼働日数については平均値であり、個々の車両により差があります。 ・稼働日数や走行距離を保証するものではありません。

2. 募集広告に関する事項

掲 載 場 所	車体の両側面 (2か所)
掲 載 方 法	あらかじめ広告を印刷したマグネットシートの貼付によります。 ※マグネットシートは、広告掲載期間中における車体からのはく離または広告撤去時における車体の塗装のはく離および広告のはく離残しを生じさせないものとします。
標 準 規 格	縦50cm以内×横60cm以内 ※広告内に視認できる文字で「高島市有料広告事業」(縦5cm以上×横2.5cm以上)と入れること。
備 考	・対象車両の指定はできません。ただし、自動車の種別等に関し希望可能とします。なお、応募状況により希望に沿えない場合があります。 ・市が公用車へ貼付します。広告主は市が指定する日までに納入してください。